|  |
| --- |
| 平成３０年度　第１回　運営協議会  議題２　施設整備等補助事業の実施について  資料２　平成３０年度補助事業について（全２ページ） |

（１）補助金の名称

　　　流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金

　　（施設開設準備経費等支援事業分）

（２）補助事業の概要

　　　流山市高齢者支援計画（以下「支援計画」という。）に基づき、地域密着型サービス等を提供する施設等を整備する者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部に対し補助金を交付するものである。

　　　本市の補助金の財源は、千葉県介護施設等整備事業交付金である。なお、本市における独自の財源は支出しないものである。

（３）運営協議会との関係性

　　　当該補助金に係る交付要綱において、補助対象事業者は運営協議会の意見を踏まえて選定するのが原則とされているが、一方で、支援計画を実行する上で、特に市長が必要と認めた場合は、補助対象事業者とすることができる。なお、当該補助事業は後者の例である。

　　　よって、地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議するという運営協議会の役割を踏まえ、本協議会に報告するものである。

（４）平成３０年度補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業者 | 医療法人社団曙会 |
| 介護施設等の種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 施設名称 | 定期巡回型アンジュカ初石 |
| 施設所在地 | 流山市東初石２－１７５ |
| 開設年月日 | 遅くとも平成３１年４月１日までに開設 |
| 補助予定額 | 10,300,000円 |

（５）事業者選定について

　　　整備予定事業者の選定について、公募は実施しないものとする。その理由は以下のとおりである。

　　　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は運営・経営が困難なサービスであり、経営基盤が安定している事業者でなければ安定したサービス供給が難しいこと。

　　　・上記のことについて十分理解した上で、事業に参入する事業者を個別に声掛けをし、自事業者の体制で十分なサービス提供体制を築くことのできる事業者に整備をさせることとしたこと。

　　　・支援計画に位置付けられている整備事業のため、市補助金を交付することができるものであること。

　　　・補助金の財源は国費であり、それは税金等といった公的な財源で構成されていることから、原則として、その使途は公平性を確保する必要があるが、公平性を確保するための手段は公募に限られず、上記理由等諸般の事情を考慮し、必要があると判断し補助金を交付するものとすること。